

モンゴル国
知的財産法
2022年6月17日改訂

目次

- 第1章 総則
 - 第1条 法の目的
 - 第2条 知的財産に関する法令
 - 第3条 用語の定義
 - 第4条 知的財産権保護の原則
 - 第5条 知的財産権
 - 第6条 著作権及び著作隣接権
 - 第7条 産業財産権
 - 第8条 知的財産権の保護

- 第2章 知的財産機関のシステム、管理及び機能
 - 第9条 知的財産事項を担当する政府構成員の責務
 - 第10条 国家知的財産委員会の機能
 - 第11条 知的財産機関
 - 第12条 知的財産機関の機能
 - 第13条 知的財産機関の長官の権限
 - 第14条 国家知的財産審査官
 - 第15条 審査官

- 第3章 知的財産権の保護への国民及び法人の参与
 - 第16条 知的財産代理人
 - 第17条 共同管理団体
 - 第18条 知的財産仲介活動の実施

- 第4章 知的財産権の商業化及び政府による支援
 - 第19条 知的財産権の商業化の形態
 - 第20条 知的財産の評価
 - 第21条 知的財産を鑑定する権利
 - 第22条 知的財産権の商業化に対する政府による支援

- 第5章 雑則
 - 第23条 知的財産統合データベース
 - 第24条 知的財産機関に対する業務手数料
 - 第25条 産業財産権に関連した紛争の解決
 - 第26条 法律違反者に対する責任

第 27 条 本法の施行

第1章 総則

第1条 法の目的

1.1. 本法の目的は、知的財産権、知的財産保護原則、知的財産機関のシステム及び機能に基づいて保護されるべき創作物及び作品を判断し、かつ、知的財産の商業化を支援することに係る共通の関係事項を規定することである。

第2条 知的財産に関する法令

2.1. 知的財産に関する法令は、モンゴル国憲法、民法、本法及びそれらに適合して施行されたその他の制定法から構成される。

2.2. モンゴル国が加盟国である国際条約が、本法とは別段の規定をする場合には、当該国際条約の規定が優先する。

第3条 用語の定義

3.1. 本法における次の用語は、下記の意味で解釈する。

3.1.1. 「知的財産」とは、知的創造活動の結果として創作された、著作物、著作隣接権及び産業財産権の対象物をいう。

3.1.2. 「知的財産データベース」とは、統一された分類、索引、基準、書類要件及び関連法令に従って編纂され、加工され、かつ、保管された知的財産の紙面及び／又は電子的情報の編集物をいう。

3.1.3. 「共同管理団体」とは、著作者、著作権者及び著作隣接権の所有者の排他的権利を行使し、かつ、保護することを目的とした非営利法人をいう。

3.1.4. 「公報」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約に則して知的財産事項を担当する国家行政機関による発明、実用新案、意匠及び商標の登録に関する定期的な刊行物をいう。

第4条 知的財産権保護の原則

4.1. 知的財産権の保護には、次の原則を遵守しなければならない。

4.1.1. 法による支配を守ること

4.1.2. 公益及び道徳に従うこと

4.1.3. 知的財産権の所有者と公益との均衡を確保すること

4.1.4. 知的財産情報を公衆の利用に供すること

4.1.5. 知的財産関係事項への公衆の参加とともに、政府、非政府、民間機関の関与を確保すること

4.1.6. 産業財産の先願主義の概念に準拠すること

4.1.7. 統一されたシステム及び方法論を保持すること

第5条 知的財産権

5.1. 次の知的財産権を保護する。

5.1.1. 著作権及び著作隣接権

5.1.2. 産業財産権

第6条 著作権及び著作隣接権

- 6.1. 著作権及び著作隣接権は、創造的作品が創作されるとすぐに、創作の時点で有効となる。
- 6.2. 著作権及び著作隣接権を確立し、かつ、行使するために、登録は要件とされない。
- 6.3. 著作者は、知的財産事項を担当する国家行政機関における著作権及び著作隣接権のデータベースに、自身の作品に関する情報を自発的に登録することができる。
- 6.4. 著作者は、自身が自身の作品の著作者であることを立証する責務を負う。
- 6.5. 知的財産事項を担当する政府構成員は、第6.3条に記述した自発的登録の実施に係る手続を承認しなければならない。

第7条 産業財産権

- 7.1. 産業財産権には、以下が含まれる。
 - 7.1.1. 発明
 - 7.1.2. 実用新案
 - 7.1.3. 工業意匠
 - 7.1.4. 商標
 - 7.1.5. 地理的表示
- 7.2. 産業財産権は、知的財産事項を担当する国家行政機関における当該権利の登録及び保護の時点に確立される。
- 7.3. 知的財産事項を担当する国家行政機関は、関連手続に従って、第7.1.1項、第7.1.2項及び第7.1.3項に定めた項目に対して特許を付与し、かつ、第7.1.4項及び第7.1.5項に定めた項目に対してはその登録後に証明書を付与する。

第8条 知的財産権の保護

- 8.1. 第6条及び第7条に定めた知的財産権の保護に関する詳細な規則は、個別法で規定される。

第2章 知的財産機関のシステム、管理及び機能

第9条 知的財産事項を担当する政府構成員の責務

- 9.1. 知的財産事項を担当する政府構成員は、第6条及び第7条に定めた著作権及び著作隣接権並びに産業財産権の実施、執行及び監視を確保するために、次の機能を果たす。
- 9.1.1. 知的財産に関する国家政策を策定し、かつ、承認のために提示すること
 - 9.1.2. 産業財産権に対する紛争解決委員会の手続規則及び委員を承認すること
 - 9.1.3. 著作権・著作隣接権委員会の手続規則及び委員を承認すること
 - 9.1.4. 共同管理団体に関する運営手続を承認すること
 - 9.1.5. 最優秀作品に対する知的財産賞の選考に関する手続を承認すること
 - 9.1.6. ライセンス契約及び知的財産権の実施に関連した契約の登録に関するその他の手続を承認すること
 - 9.1.7. 法令に定めたその他の機能

第10条 国家知的財産委員会の機能

- 10.1. 国家知的財産委員会は、モンゴル国首相の下で機能する。
- 10.2. 国家知的財産委員会はモンゴル国首相が委員長を務める。副委員長は知的財産事項を担当する政府構成員とする。
- 10.3. 国家知的財産委員会の委員及び手続規則は、政府によって承認される。
- 10.4. 国家知的財産委員会は、次の機能を果たす。
- 10.4.1. 国家知的財産政策の実施及び領域横断的な調整のための行動を遂行すること
 - 10.4.2. 知的財産の商業化の支援政策を策定し、かつ、部門間の調整を確保すること
 - 10.4.3. 著作権及び著作隣接権並びに産業財産権に関連した法令とモンゴル国が加盟国である国際条約との適合化を改善及び確保するための提案を策定すること

第11条 知的財産機関

- 11.1. 知的財産事項を担当する国家行政機関（以下「知的財産機関」という）は、政府の機関であり、また、当該機関は、地方レベルで部門及び部署を設立することができ、かつ、その後、国家知的財産審査官を雇用することができる。
- 11.2. 知的財産機関は、活動の一定部分を手数料収入で賄うことができ、かつ、その他の運営費及び投資費用は国家予算から資金を供給される。
- 11.3. 産業財産権紛争解決委員会（以下「紛争解決委員会」という）は、産業財産権の保護に関連した請願及び不服申立を検討及び解決し、かつ、知的財産機関において運営する。
- 11.4. 知的財産機関には、著作権・著作隣接権委員会が存在するものとし、当該委員会は、著作権法施行の確保、料金の監視、支払及び支払の分配に関連した不服申立の事前解決について知的財産機関に助言する機能を有する。
- 11.5. 地方自治団体及び各級の知事は、知的財産機関の地方の部門、部署及び国家審査官に対して、正常な労働条件の構築への支援を提供する。

第12条 知的財産機関の機能

- 12.1. 知的財産機関は、次の共通の機能を果たす。

- 12.1.1. 知的財産に関連した法令の施行及びモンゴル国が加盟国である国際条約の実施を確保すること
- 12.1.2. 知的財産に関連した法令を整備し、かつ、当該法令とモンゴル国が加盟国である国際条約との適合性を確保するための提案を策定すること
- 12.1.3. 知的財産代理人の選考審査を編成し、かつ、知的財産代理人の資格証を発行し、停止し及び取り消すこと
- 12.1.4. 共同管理団体に対して許可を発令し、協力協定を締結し、専門的及び方法論的な指導を提供し、その活動を監視し、その結果を評価し、かつ、公衆に知らせること
- 12.1.5. 第9.1.5項に定めた手続に従って、毎年、最優秀作品に対する知的財産賞の選考を編成すること
- 12.1.6. 関連法令及びモンゴル国が加盟国である国際条約に従って、外国機関及び国際機関と連携すること
- 12.1.7. 知的財産登録のデータベースを創成し、かつ、公衆に知らせること
- 12.1.8. 国家知的財産委員会へ情報を提供するために、登録された発明、製品意匠及び実用新案間の経済的利益と効率性に関する研究を実施すること
- 12.1.9. 知的財産の商業化に関連した提案を策定し、かつ、それらを政府へ提出すること
- 12.1.10. 移転契約、ライセンス契約、フランチャイズ及び商品販売契約を登録すること
- 12.1.11. 知的財産に関する研修及び研究のための全般的な指針及び方法論を提供すること
- 12.1.12. 知的財産紛争を解決するために必要な照会を提示すること
- 12.1.13. 知的財産仲介活動を行う者を登録し、契約を締結し、かつ、登録を停止し又は取り消すこと
- 12.1.14. 知的財産代理人の手続規則を承認すること
- 12.1.15. 知的財産登録統合データベースの電子フォーマットへの変換、データベースの構築及び利用並びにその継続的な運用、保管、安全性及び保守を確保することに関する規定を承認すること
- 12.1.16. 公衆のために知的財産権を促進すること、知的財産法に関して公衆及び知的財産権の所有者の知識を向上させること
- 12.2. 知的財産機関は、著作権及び著作隣接権に関して、次の機能を果たす。
 - 12.2.1. 著作権及び著作隣接権を登録し、証明書の発行及び取消しを行い、かつ、著作権者、著作権の所有者又は著作隣接権の所有者の請求に応じて、作品のデータベースを創成すること
 - 12.2.2. 著作権及び著作隣接権の所有者の利益を保護し、それらの者の創造的活動を支援し、かつ、民俗芸術作品を保護するために、国民及び法人と連携すること
 - 12.2.3. 共同管理団体、著作権保護及び代理権執行組織、作品の利用者及び政府当局に対し、著作権について、情報を提供し、助言を与え、専門的及び方法論的な管理を提供し、かつ、それらの者と連携すること
- 12.3. 知的財産機関は、産業財産権に関して次の機能を果たす。
 - 12.3.1. 産業財産権に関連した出願を受理し、検討し、調査し、審査し、かつ、登録すること
 - 12.3.2. 産業財産権に関連した作品の登録簿を保持し、特許及び証明書の発行及び取消しを行い、かつ、データベースを創成すること

12.3.3. 産業財産権に関連した作品の登録に関する情報について公衆に知らせる目的のために、公報を発行すること

第13条 知的財産機関の長官の権限

13.1. 知的財産機関の長官は、政府機関の法的地位に関する法律第8.3項に定めた権限に加えて、次の権限を行使する。

13.1.1. 知的財産機関の全体的な活動を管理すること

13.1.2. 国家知的財産審査官の活動を監視し、かつ、法律に違反する当該審査官の決定を変更、停止又は取り消すこと

13.1.3. 知的財産機関の地方の部門及び／又は部署の構成及び人員配置を承認すること

13.1.4. 知的財産機関の地方の部門及び／又は部署の従業者及び国家審査官を任免すること

13.1.5. 法令に定めたその他の権限

第14条 国家知的財産審査官

14.1. 国家知的財産審査長官、国家上級審査官及び国家審査官は、知的財産機関に従事する。

14.2. 知的財産事項を担当する部門又は部署が地方で運営する場合、国家知的財産審査官を雇用することができる。

14.3. 知的財産機関の長官は、国家知的財産審査長官でもある。

14.4. 国家知的財産審査長官の権利は政府によって付与され、かつ、国家知的財産上級審査官及び国家知的財産審査官の権利は国家知的財産審査長官によって付与される。

14.5. 国家知的財産審査官は、審査を実施する際に、知的財産法令、国家審査に関する法律、違反行為に関する法律及びその他の法令を遵守する。

14.6. 国家知的財産上級審査官及び国家審査官は、審査長官に対して自身の職務を説明する。

14.7. 国家知的財産上級審査官及び国家審査官は、国家知的財産審査長官によって承認された、IDカード、個人番号付きバッジ並びに行為、結論及び正式な命令についての特別なレターヘッド付きの正式な書状を使用する。

14.8. 国民、法人及び公務員は、国家審査官の決定について、当該決定において定めた期限内に履行し、かつ、応答を正式に通知しなければならない。

14.9. 国家審査官が法令に定めた自身の権限を行使している間、国民、法人及び公務員による国家審査官への干渉又は影響は禁止される。

第15条 審査官

15.1. 審査官は、知的財産機関の従業者であり、自然科学及び技術科学の学位を有し、少なくとも2年間知的財産の分野に従事していなければならない。

15.2. 審査官は、第7.1項に定めた産業財産権を専門とする。

第3章 知的財産権の保護への国民及び法人の参与

第16条 知的財産代理人

- 16.1. 知的財産代理人は、顧客によって付与された権利の範囲内で、知的財産機関及び管轄当局において顧客を代理する権限を有する。
- 16.2. 知的財産代理人は、認可に関する法律に定めた資格証を有する個人又は法人である。
- 16.3. 知的財産代理人の資格証は、知的財産機関によって発行される。
- 16.4. 知的財産代理人は、モンゴル国民であるものとし、高等教育の学位を有し、知的財産部門の分野において少なくとも3年の従事経験を有し、犯罪歴がなく、25歳以上の年齢であり、かつ、モンゴル国の永住権所有者である。
- 16.5. 知的財産代理人は、共同して、利益のために知的財産の法人を設立することができる。
- 16.6. 知的財産代理人は、自身の活動において、知的財産代理人の手続規則に従う。
- 16.7. 知的財産代理人は、いまだ公表されていない、提案された発明、実用新案又は製品意匠に関連する情報を他者に開示しない責務を負わなければならない。
- 16.8. 知的財産代理人は、その専門職団体の会員である。

第17条 共同管理団体

- 17.1. 共同管理団体は、著作者、著作権者及び著作隣接権の所有者の発意により設立される。
- 17.2. 共同管理団体は、著作物及び著作隣接権対象物の型式及びカテゴリーによって排他的に設立される。
- 17.3. 共同管理団体は、知的財産機関から許可を得て、著作権及び著作隣接権の実施及び保護における協力契約を締結する。標準契約は、知的財産事項を担当する政府担当者によって承認される。
- 17.4. 共同管理団体は、その活動において良好な統治、説明責任及び透明性を導入する原則を遵守する。
- 17.5. 共同管理団体の業務報告書及び財務報告書は透明性を有し、かつ、公衆に公表される。
- 17.6. 共同管理団体に対する要件、機能、管理及びその他の関連要件は、著作権法によって規定される。

第18条 知的財産仲介活動の実施

- 18.1. 知的財産仲介は、知的財産機関に登録された法人によって実施される。
- 18.2. 知的財産事項を担当する政府構成員は、知的財産仲介者に関する要件及び知的財産機関への登録に関する手続を承認する。
- 18.3. 知的財産機関は、第18.1項に定めた法人と契約を締結する。標準契約は、知的財産事項を担当する政府構成員によって承認される。

第4章 知的財産権の商業化及び政府による支援

第19条 知的財産権の商業化の形態

19.1. 知的財産権は、ライセンス、フランチャイズ、商品販売及びその他の契約、取引、所有権の移転を通じて他者によって完全又は部分的に実施でき、また、知的財産権は、商業化のために、法人への投資及び担保として使用することもできる。

19.2. 第19.1項に定めた形態における商業化に向けて締結される契約及び協定は、関連法によって規定される。

第20条 知的財産の評価

20.1. 財産評価に関する法律、国際評価基準、知的財産及び無形資産の評価に関する国家基準及び方法論が、知的財産の評価を査定するために、考慮される。

20.2. 法律によって別段の定めがない限り、当事者らは、知的財産を商業化するために、知的財産の価値について合意に達することができる。

第21条 知的財産を鑑定する権利

21.1. 財産評価に関する法律に従って資格証を保有する鑑定人は、知的財産評価研修の修了及び証明書の取得に基づいて、知的財産の評価を行う。

21.2. 知的財産機関及び財産評価専門家組織は、共同して、研修プログラムを開発し、かつ、第21.1項に定めた研修を編成する。

21.3. 知的財産機関は、証明書を発行し、鑑定人の一覧を作成し、かつ、知的財産鑑定研修を修了して審査に合格した鑑定人のデータベースを構築する。

第22条 知的財産権の商業化に対する政府による支援

22.1. 政府は、知的財産権の商業化に関して、次の支援を提供することができる。

22.1.1. 税金の軽減及び免除

22.1.2. 法律に定めた条件及び手続に従って、知的財産権に関連した商品、作品及び役務を国家予算及び地方予算を通じて購入すること

22.1.3. 知的財産権の商業化のための基金を設立すること

22.1.4. 知的財産権の出願及び保護への支援を提供し、かつ、国際制度への出願の援助に努めること

第5章 雑則

第23条 知的財産統合データベース

- 23.1. モンゴル国は、知的財産統合データベースを保持する。
- 23.2. 知的財産データベースは、電子的編集及び開発様式に利用できる。
- 23.3. 知的財産統合データベースは、損失、破壊及び回復から完全に保護され、かつ、電子技術に基づく。
- 23.4. 知的財産統合データベースは、第6条及び第7条に定めた作品の登録の原書類のアーカイブ及びその電子データベースからなる。
- 23.5. 自身の公務に従って知的財産統合データベースの情報を利用する者は、当該情報について守秘義務を負う。
- 23.6. 知的財産機関は、技術に応じて、電子知的財産統合データベースをバックアップする。

第24条 知的財産機関に対する業務手数料

- 24.1. 国家印紙税及び業務手数料は、申請人が法令に従って知的財産保護を申請し、かつ、照会を請求する際に、納付しなければならない。
- 24.2. 政府は、知的財産機関によって提供される次の業務の手数料額を決定する。
 - 24.2.1. 著作権法に定めた業務
 - 24.2.2. 特許法に定めた業務
 - 24.2.3. 商標及び地理的表示に関する法律に定めた業務
 - 24.2.4. 紛争解決委員会の業務
 - 24.2.5. 著作権及び著作隣接権の委員会の業務
 - 24.2.6. 知的財産代理人の選考及び資格証供与に関する業務
 - 24.2.7. 知的財産の鑑定人及び仲介者の登録業務
 - 24.2.8. 知的財産情報センターの業務

第25条 産業財産権に関連した紛争の解決

- 25.1. 紛争解決委員会は、産業財産権に関する次の不服申立を検討し、解決する。
 - 25.1.1. 特許法に定めた活動に関連した申請人からの不服申立
 - 25.1.2. 法律に定めた事由に基づく特許出願に対する第三者の異議
 - 25.1.3. 商標及び地理的表示に関する法律に定めた活動に関連した申請人からの不服申立
 - 25.1.4. 法律に定めた事由に基づく公開宣言された商標出願に対する第三者の異議
 - 25.1.5. 法律に定めた事由に基づく登録された産業財産権に関連した作品の権利を取り消す請求
 - 25.1.6. 周知商標の請求
 - 25.1.7. 法律に定めたその他の事項
- 25.2. 何れかの者が紛争解決委員会の決定に同意しない場合、その者は、当該決定の受領後30日以内に、裁判所へ不服申立を提出する権利を有する。
- 25.3. 紛争解決委員会は全委員の圧倒的多数の出席の下に招集され、かつ、決定は会合に出席した委員の単純多数決によって行われる。

25.4. 紛争解決委員会は、第 25.1 項に定めた不服申立の有効性を検討し、紛争の元となる決定を支持する又は取り消す決定を行うものとし、かつ、当該決定は決議の形態で発令される。

25.5. 紛争解決委員会は、紛争の原因及び状況を取り除き、かつ、知的財産法令の違反を防止するために、勧告を行う権利を有する。

25.6. 紛争解決委員会は、紛争の開始後 90 日以内に不服申立について決定を行うものとし、また、必要な場合には、不服申立人の同意を得て、決定を行う期間を 30 日間延長することができる。

第 26 条 法律違反者に対する責任

26.1. 本法に違反する個人又は法人は、刑法又は違反行為に関する法律に定めた責任を負う。

26.2. 本法に違反する公務員の行為が犯罪的性質を有しない場合、その者は、公務員法に定めた責任を負う。

第 27 条 本法の施行

27.1. 本法は、2020 年 12 月 1 日に施行する。